

# 軽減税率対策補助金

## ▶ 軽減税率対策補助金とは

中小企業等が、本年10月の消費税率改正に合わせて実施される軽減税率制度へ対応するため、システムの改修・入替を行う場合に利用できる補助金制度です。

## ▶ 補助率と補助額

補助率	補助対象経費の3/4以内			
補助額 (上限)	B-1型(電子的受発注システムを利用している事業者)			C-1型(全事業者)
	発注対応	受注対応	受発注対応	請求書対応
	1,000万円	150万円	1,000万円	150万円

- 補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品については、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとします。
- B型とC型の両方の補助金を申請する場合の1事業者あたりの補助金上限額は、B型の補助金上限額を、B型とC型の合計額の補助金上限額とします。

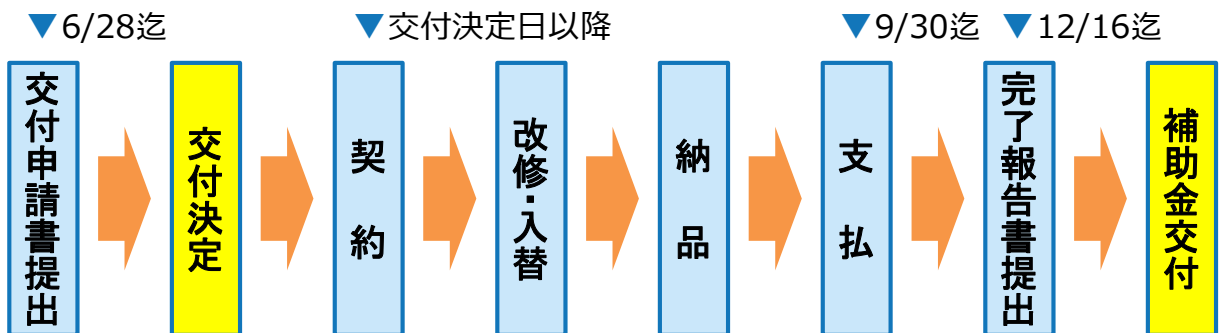
## ▶ 補助対象

販売管理システム等を利用している事業者が実施する下記の対策費用が補助対象となります。

- 電子的受発注に必須となる商品マスタや発注・購買・受注機能を複数税率に対応させるための改修費
- 電子的受発注データのフォーマットやコード等を複数税率に対応させるための改修費
- 区分記載請求書等保存方式に対応させるための改修費
- 複数税率に対応したシステムへの入替費
- 改修・入替のために必要となるサーバ機器の購入費

改修・入替は事前に登録された「**指定事業者**」が実施することが要件です。

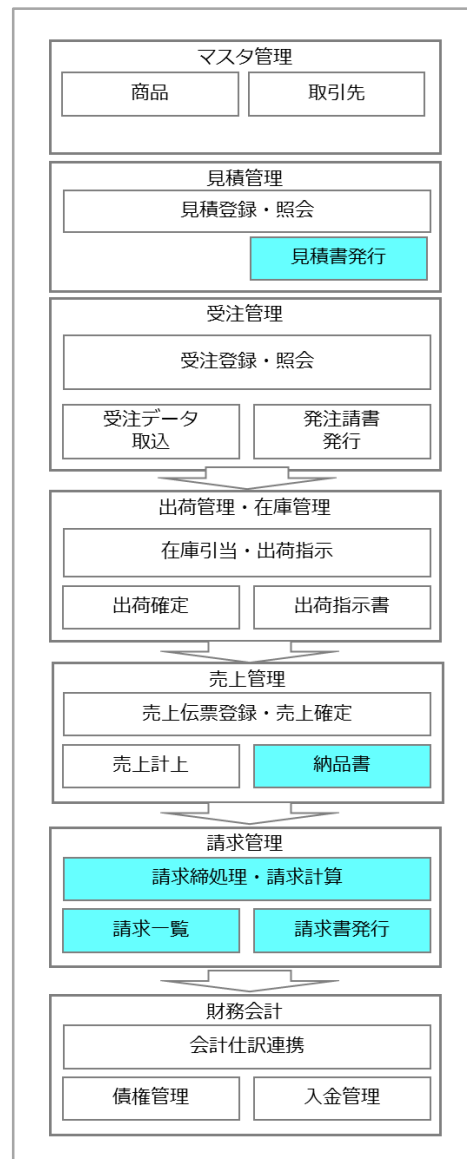
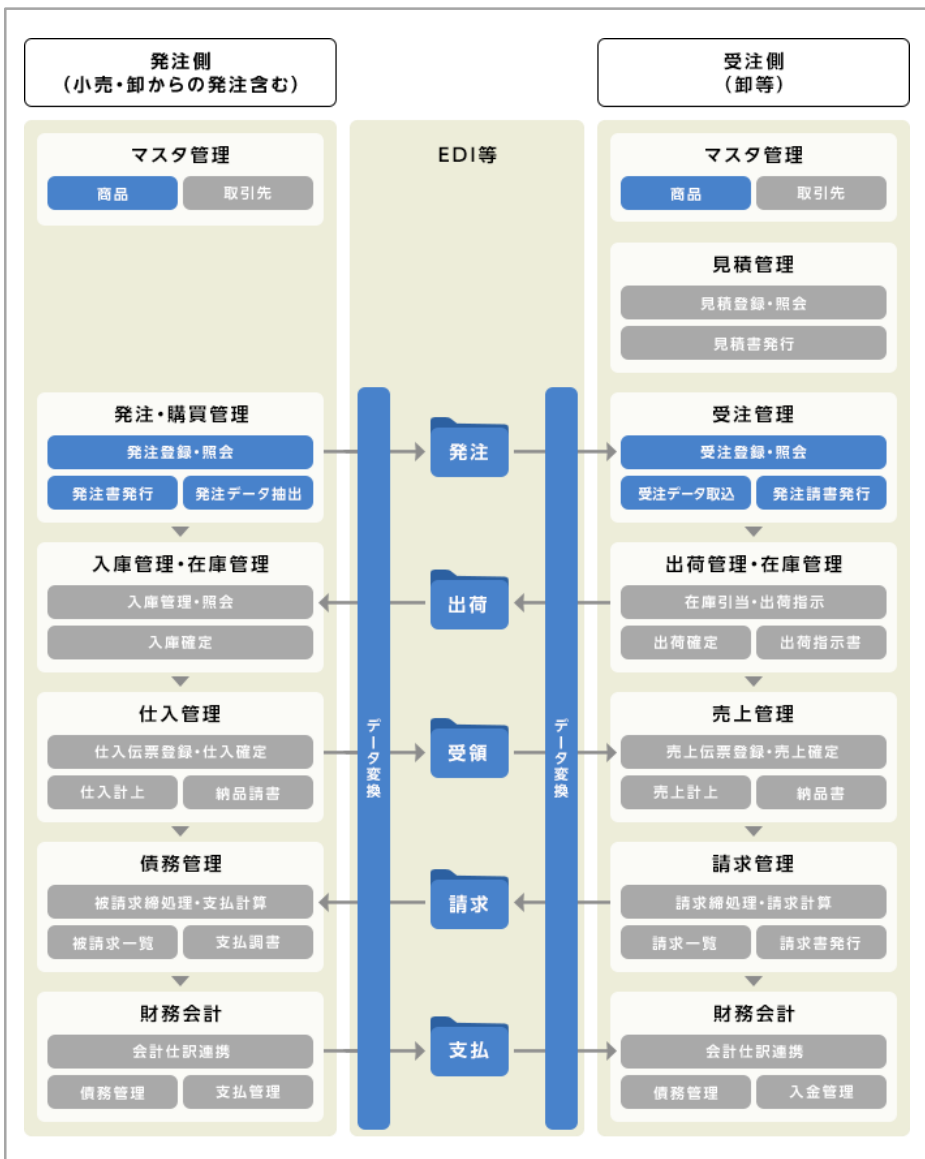
## ▶ 事業期間 (B-1型の場合)



# システム改修等範囲の概念図

B-1型 電子的受発注システム

C-1型 請求書管理システム



軽減税率対策補助金ホームページより抜粋

図の青色部分が補助の対象範囲です